新労発基0324第4号

平成29年３月24日

関係団体の長　殿

新潟労働局長

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について（協力要請）

～荷役５大災害の防止対策の徹底～

　陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害防止対策については、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする第12次労働災害防止計画において、平成29年の休業４日以上の労働災害発生件数を平成24年に比して10％以上減少させることを目標として推進しているところですが、平成28年における管内の労働災害発生状況は、平成29年2月末時点の速報値で、平成24年より1.4％の増加となっており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

　今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等により、陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故（以下「荷役５大災害」という。）が約80％を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項が実施されていないことが明らかとなったところです。

　ついては、荷役５大災害を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を別紙チェックリストに取りまとめましたので、傘下関係事業者等に周知・徹底について特段のご配慮をお願いいたします。

荷役５大災害防止対策チェックリスト

別紙

（陸運事業者用）

チェック欄記入方法　○：実施している　△：一部実施している　×：実施していない　－：該当なし

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害の種類 | チェック項目 | チェック（○、△、×の記入） | 改善方針等（問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください） |
| 共通事項 | 保護帽の着用 | 最大積載量が５トン以上のトラックの荷役作業においては必ず保護帽を着用させていますか。 |  |  |
| 上記以外の場合の荷役作業においても保護帽の着用させていますか。 |  |
| 耐滑性のある靴の着用 | 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Ｆマーク）を使用させていますか。 |  |  |
| 墜落・転落災害 | 作業計画の作成等 | 作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。 |  |  |
| 作業床等の使用 | 荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。 |  |  |
| 昇降設備の使用 | 荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が５ｔ以上のトラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか。 |  |  |
| 最大積載量が５ｔ未満のトラックの荷台への昇降についても、昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用させていますか。 |  |
| 荷や荷台上での作業 | 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか（一度地面に降りて移動すること。）。 |  |  |
| 安全帯の使用 | 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。 |  |  |
| 荷崩れ | 作業計画の作成等 | 作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。 |  |  |
| 適切な荷付けの実施 | 積付けの際、積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせていますか。 |  |  |
| 走行中の荷への配慮 | 荷崩れに繋がりやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回等）をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。 |  |  |
| 荷下ろし時の配慮 | ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあおりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせていますか。 |  |  |
| 教育の実施 | 荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。 |  |  |
| フォークリフト使用時 | 作業計画の作成等 | 作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。 |  |  |
| 適切な資格者による運転 | フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせていますか。 |  |  |
| フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせていますか。 |  |
| 用途外使用の禁止 | フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。 |  |  |
| 安全な運転 | 停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。 |  |  |
| 走行場所の区分 | 自社の施設内にあっては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。 |  |  |
| 無人暴走 | 作業手順の作成 | トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、作業手順を定めていますか。 |  |  |
| 逸走防止措置の実施 | 降車時には必ず逸走防止措置（①パーキングブレーキ→②エンジン停止→③ギアロック→④輪止めの４点セット）を実施させていますか。 |  |  |
| 逸走時の措置 | 万一、トラックが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるようにしていますか。 |  |  |
| 降雪・凍結時の配慮 | 降雪・凍結した坂道（わずかな傾斜も含む）では、原則として停車させないようにしていますか。 |  |  |
| トラック後退時 | 確実な後方確認の実施 | トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退させないようにしていますか。 |  |  |
| 後退誘導による後退時の配慮 | 後退誘導担当者がいる場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにしていますか。 |  |  |
| 後退警告音 | 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用させるようにしていますか。 |  |  |
| 誘導員の配置 | 自社の施設内にあっては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導させていますか。 |  |  |
| 走行場所の区分 | 自社の施設内にあっては、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。 |  |  |

* 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下ＨＰを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

　http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf

荷役５大災害防止対策チェックリスト

（荷主、配送先、元請事業者等用）

チェック欄記入方法　○：実施している　△：一部実施している　×：実施していない　－：該当なし

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 災害の種類 | チェック項目 | チェック（○、△、×の記入） | 改善方針等（問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください） |
| 共通事項 | 保護帽の着用 | 荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか（事前に陸運事業者との間で取り決め等をしておくことが望まれる）。 |  |  |
| 墜落・転落災害 | 安全に作業できる設備の設置 | 荷主等が管理する施設において、プラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。 |  |  |
| 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置していますか。 |  |  |
| 荷崩れ | 安全なパレットの提供 | 荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。 |  |  |
| フォークリフト使用時 | 適切な資格者による運転 | 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。 |  |  |
| 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。 |  |  |
| 構内使用ルールの作成・掲示 | 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。 |  |  |
| 安全設備の設置等 | 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。 |  |  |
| 走行場所の区分 | 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。 |  |  |
| 無人暴走 | 降雪・凍結時の配慮 | 荷主等の管理する施設において、トラック停車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、停車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。 |  |  |
| トラック後退時 | 誘導員の配置 | 荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。 |  |  |
| 走行場所の区分 | 荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。 |  |  |

* 上記の事項のほか、荷役作業時に荷主、配送先、元請事業者等が陸運事業者に協力実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下ＨＰを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

　http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf